

令和7年神奈川県議会第1回定例会 産業振興特別委員会

令和7年3月10日

◆谷口かずふみ委員

今日、私からは企業の農業参入について伺っていきたいと思います。

私も和歌山の農家で生まれて、実家はミカンと米を作っていたんですけども、当時私小さい頃もまだ牛もいたりして、耕すような。そういう中で、ただ一方で耕作地が非常に小さかったので、結局父親が兼業しながらということになったわけで。あとは機械などを買っても、なかなかどっちかというと赤字だったように聞いています。

そういう中で、両親も高齢化して、今はもう父親も他界したんですが、途中からもう米も作れなくなつて周りの方にお願いして作ってもらうような、そういう状況で。様々そうしたことによえて今円安とか飼料も上がっているし、いろんなものが上がってき、農家の経営というのは本当に大変だなというふうに思っております。

そういう中で、今日はちょっと一つの今後の、既に取り組んでいただいていると思いますけれども、大規模農業ということで企業の参入について、本県の状況をちょっと確認していきたいと思うんですけれども、また、何かハードルになっているのかということも含めてお伺いしていきたいと思います。

まず、本県の農地の現状、どういう状況になっているのか確認させていただけますでしょうか。

◎農地課長

県の農地面積は、今から20年前の平成15年、2003年は2万1,300ヘクタールでございました。直近では、平成30年、2018年の1万9,100ヘクタールが、令和5年、2023年には1万7,800ヘクタールとなっており、直近5年間で1,300ヘクタールの農地が減少しています。

また、県内の荒廃農地面積の状況でございますが、平成29年、2017年の1,259ヘクタールから5年間で約24%増加し、令和4年には1,558ヘクタールとなっており、全国の荒廃農地の面積は横ばいから減少方向にある中、本県では急激に増えており厳しい状況となっております。

◆谷口かずふみ委員

状況よく分かりました。

一方で、企業の参入状況はどうなんですか。

◎農地課長

企業が本県に農業参入する方法としましては、農地を所有する法人として参入するか、農地を借りて法人として参入するか参入条件が異なり、法人が農地を所有する場合は農業の売上げが過半であることや、農業関係者の議決権が過半であるなど、要件を整えることが必要となります。

そのため、民間の企業が参入する場合は、農地を借りて参入することが多く、

農地を借りている法人は一般法人といいますけれども、令和4年1月現在で118法人が約40ヘクタールの農地で営農している、そういう状況でございます。

◆谷口かずみ委員

一般企業も約40ヘクタールの農地でしか営農していないということで、恐らくこれ少ないとことなんだと思うんですけれども、これは、企業がなかなか農業参入に慎重になっているのか、もしくは何らかのハードルがあるのか、こうした状況について分かる範囲で、借受け状況について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎農地課長

県域で農地の貸借を担う法的機関である農地中間管理機構が行った令和5年、これは1月から12月になりますけれども、この中で農地の借受け希望結果では、農地を借りたい法人は19法人あり、1法人当たり約2.1ヘクタールの借受けがあり、合計では約40ヘクタールの農地の借受け希望がありました。

一方で、実績としては、10法人に対し6.3ヘクタール、1法人当たりでは0.6ヘクタールの貸付けしかできないという状況でございます。

よって、企業が希望する面積に応えられていない状況というふうになっております。

◆谷口かずみ委員

分かりました。なかなか希望したとおりの広さを借りることができないという状況なんですけれども、先ほども平均で2.1ヘクタールの希望に対して0.6ということは、本当に3分の1、4分の1程度しか希望に対して借りられていないということなんですねけれども、そうすると、現状なかなか大手企業が農業参入してくるというのは、なかなか難しいのかなということだと思うんですが、その辺の状況についてはいかがでしょうか。

◎農地課長

これまでに神奈川県のほうには、外食産業を営む企業が子会社を設立しまして、2009年、平成21年に農業参入をしました。県では、農地確保に向けて農業委員会と連携し、最大で水田と畠合わせて3.6ヘクタールの農地を貸し付けることができましたが、圃場が県内の横浜市、小田原市、また秦野市、伊勢原市など県内で6か所に分散してしまったため、効率が悪く規模拡大のメリットも享受できなかったことから、2016年には本県から撤退をしたという状況でございます。

◆谷口かずみ委員

分かりました。横浜、小田原、伊勢原と随分東から西まで、随分離れたところしか借りられなかつたということなんだと思うんですけれども。

ちょっと補足して伺いますけれども、大手企業ではこの例しかないということでおろしいですか。

◎農地課長

大手企業ではここしかございません。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。今伺っていると、一応一定程度の規模の農地は借りられたけれども、飛び地というかものすごい離れているということで、スケールメリットがなかなか発揮できなかつたということだと思うんですが、それ以外にも何か撤退の理由というのはあったんでしょうか。

◎農地課長

そのほかにも、スタッフの技術が十分に身についていなかったことが上げられています。技術力がないにもかかわらず、一時は30種類もの野菜の生産を行ってしまい、雑草の処理が追いつかないことや、野菜の病害虫の発生が対応が遅れてしまったということ。このように様々な作業が後手に回ってしまい、基本的な対応ができていなかつたことが理由に上げられています。

◆谷口かずふみ委員

この辺というのは、何かサポートをする仕組みというのは、当時はどうだったんでしょうか。

◎農地課長

まず、農地に関しては、探すことについては、県内農業委員会と連携して支援を実施しました。あと、農産物を作るに当たっては、参入後やはり生産する農産物について、例えばタマネギを主に作ったんですけども、タマネギの肥大が大きくなるようにということで、営農指導ですね、農業技術センターのほうとともに行ったということをしております。

◆谷口かずふみ委員

そういう支援もしていたけれども、なかなか状況的には厳しい結果になってしまったということですね。

では、今ちょっと農業参入に対する様々な課題を伺ってきたんですけども、一方で、現在、大手企業の方々が、本県への農業に参入するメリットについてはどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

◎農地課長

これまでに全国展開をしている企業のほうと意見交換を行いました。企業からは、本県は大消費地の首都圏に位置しており道路網も整備されていることから、農業に参入する立地、また物流等のネットワークなども最適な条件がそろつております、参入する条件が整えばぜひとも本県に農業参入したいというような御意向でした。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。条件が整えばということなんですけれども、確かに今おっしゃられたように、立地的にも大規模なマーケット、首都圏、東京含めて近いし、道路網もかなり整備されてきてすぐに運べるという、そういうメリット大きいんだと思うんですけども。

一方で、条件と言わ祝ていましたけれども、一体どういう条件を大手企業さんは示されているのでしょうか。

◎農地課長

企業のほうと意見交換をしましたけれども、営農している品目が異なるため、参入時の形態も露地野菜であったり、ガラス温室であったり、ビニール温室であったりと、それぞれ異なってはいました。そういうところの中で、共通した要望としては5点ほどございました。

一つ目としては、施設であれば3から5ヘクタール、路地野菜であれば3から10ヘクタール程度のまとまった農地を確保してほしいということ。

二つ目としては、大型のトラックが通行可能な農道を確保してほしいということ。

三つ目としては、1日数トン単位で水を使う場合があるため、営農用の水源の確保をしてほしいということ。

そして、四つ目としては、経営を安定させていくというところの中で、農業者との相対の契約ではなくて、公的機関である農地中間管理機構を活用した農地の貸借であること。

そして、最後に、その貸付期間について、長期間に農地が借り受けられることという、以上というところでございました。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。5点上げていただきて、例えばまとまった農地については、先ほどから伺ってきたようになかなか現状は難しい。大型トラックが入れるという点については、本県はどうなんですか。

◎農地課長

本県の水田の基盤の整備率というのは約3%程度で、全国の6割と比べると整備がなかなか進んでいない状況です。また、畑の整備率についても、全国6割程度といっていますけれども、本県の場合その半分程度ということで、実際は既存の農道についても、水田にしても、畑についても整備の状況がなかなか追いついていないという状況でございます。

◆谷口かずふみ委員

あと、そのほかの水源というのは、ここら辺は大丈夫なんですか。

◎農地課長

水田も区画の大きさが、本県の場合は10アールということで1,000平米です

ので、国のほうの基準は3%の整備率というのは最低で3,000平米、その3倍の大きさというのが基準になっています。今、全国では、1ヘクタール規模の農地の面積に拡大するというふうになっていますので、そういう点からしても、なかなか整備状況が追いついていないという状況で、企業としては、水田にしても畠にしても参入しにくい状況というふうになっています。

◆谷口かずふみ委員

ちょっと細かいことで恐縮ですけれども、この中間管理機構の活用というのは恐らくそんなにハードルはないのかなと思うんですけれども、それを含めて、あと長期で借りられるというところはどうなんでしょうか。

◎農地課長

農地中間管理機構につきましては、今後法令が改正されますので、4月1日から基本的には中間管理機構を使ってやるというふうに変わっていく予定でございます。

それから、長期については、神奈川県の農地の貸付けのデータを見ますと、5年未満が6割近いという状況になっていますので、企業は基本的に10年間以上の貸付けを望んでいるという状況からして、そこについても課題として大きくあるというところでございます。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。ちょっと先ほどと重なるかもしれませんけれども、まとまった農地の確保、これ先ほど言われたヘクタールからしてもなかなか難しい部分であるんですけども、この対応、対策については、県としてどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

◎農地課長

先ほど申し上げましたとおり、本県の農地は非常に区画が小さくて形が悪い、このような農地が多く、このままでは大手の企業は農地の借受けはできないという状況です。そのため、企業が求める条件を満たすために、農地を集約して田んぼや畠の区画を大きくし、併せて水路や農道の整備を行う圃場整備を実施することにより、大型の機械導入が可能となり、農産業の効率化などの効果が見込まれることから、このような整備を計画的に行い、参入可能農地を確保していくたいというふうに思っております。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。その圃場の整備事業なんですけれども、現状どういうところをやって、今後どういう計画があるのか、その辺ちょっと確認させていただけますか。

◎農地課長

現在、南足柄でやっている圃場整備がちょうど終わったところでございます。

今後、小田原市のほうで水田を中心に、畠も含める形で30ヘクタール規模の区画整理が始まるところでございます。

その後、令和9年を境に、畠の整備という形で相模原のほうでも区画整理を始めるというふうに予定をしているところでございます。

◆谷口かずふみ委員

相模原はどちら辺ですか。

◎農地課長

いわゆる津久井のところでやる予定です。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。

最後になりますけれども、例えば企業が大規模な農地を借りて営農する場合には、例えばそのところにトイレとか倉庫とか、場合によっては事務所とか休憩所とか、そういういわゆる建築物を建てなきゃいけないんだろうと思うんですけれども、一般的なこっちからすると、農地にそういう建物を建てるってかなり規制が厳しくて結構時間もかかる、許可を取ったり、認可を取ったり、時間もかかるかと思うんですけども、実際上、そういう農業者の方とか農業参入する企業が必要とするトイレとかそうしたものについて、施設は比較的容易に建てられるのかどうか、その辺を最後に確認させていただきたいと思います。

◎農地課長

農業者の方が、自らの農業生産活動に必要不可欠な建物は農業用施設と言われ、原則農地法上一番厳しい、転用が難しいと言っている農地であっても、例外的にこれは許可が可能とされています。

一例を挙げますと、農機具の収納施設とか農業倉庫、また耕作のために必要不可欠な駐車場やトイレ、そして更衣室や事務所などでございます。また、これらの施設であれば、200平米未満であれば農地関係の法令上許可不要というふうになっています。

さらに、令和7年4月1日には、農地法の施行規則が改正され、これは法人も当然含まれますけれども、認定農業者であれば、地域計画に定められた農業施設を設置するために農地を転用する場合や、転用目的で農地の権利を取得する場合は許可不要というふうにこれもなります。

一方で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域になりますので、農地関係の法令上は許可不要であっても、建築物を設置する場合は都市計画法の開発許可や、また、建築基準法に基づく建築確認申請など、他法令の整理がこれは必要にはなっています。

◆谷口かずふみ委員

分かりました。そのいわゆる開発許可とか、審査会を通してやらなきゃいけないと思うんですけども、この辺って簡素化というかもうちょっとハードル下げ

るというのはできないですか。

◎農地課長

県の農政部局のほうからは、建築指導課等に申入れはしているんですけども、向こうは国土交通省から来ているというところの中で、実際はなかなか厳しい、また都市計画法、また建築基準法については、政令市をはじめ幾つかの市町村に権限が下りちゃっていますので、非常に厳しい部分があるなと思います。

◆谷口かずみ委員

分かりました。課題もよく分かりました。いろいろ参入の障壁になっているまとまった農地とか農道とか、水源とか、様々なお話を伺いましたけれども、その一つの解決策として圃場の整備事業ということも上げられておりました。

まずは、まとまった農地を確保する、このことにまたぜひとも力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上で質問を終わります。